

2019年●●月●●日

文部科学大臣

柴山 昌彦 様

厚生労働大臣

根本 匠 様

総務大臣

石田 真敏 様

文化庁長官

宮田 亮平 様

日本年金機構理事長

水島 藤一郎 様

東京都港区芝2-8-13 KITAハイム芝3F

TEL 03-6779-8382

FAX 03-6679-6861

全国一般労働組合全国協議会

ゼネラルユニオン

福岡ゼネラルユニオン

全国一般労働組合東京南部

私達全国一般労働組合全国協議会とその傘下の教育関係労働組合は、この一年労働現場で直面してきた、あるいは現在直面しているいくつかの切実で重要な問題に関して、以下の質問及び要請を行ないます。

1. 大学・教育委員会での問題を含む契約の是正について

公立や私立の大学・高校・小中学校などで、業務委託契約に基づいて派遣された教師が正規授業を行なうという違法な事態が未だ広く存在しています。

また、教育委員会がALT派遣業者の選定を入札で行なう際に「安い値段」のみを基準とする結果、法に反して加入資格を持つALTを社会保険に加入させず、その結果社会保険

の事業者負担分を逃れることによって安い値段で入札した業者が落札する、という事態も珍しくありません。

そこで、

- 1) こうした事案の把握と是正指導とは具体的にどのようにやっておられますか。
- 2) 昨年度のこうした是正指導件数は何件ありましたでしょうか。
- 3) 労働者や労働組合がこうした違法状態を発見した場合、その是正を求めるにはどうしたらいいのでしょうか。

2. 社会保険加入要件について

複数の学校で勤務し実際の労働時間は法定労働時間前後でありながら、週20時間以上勤務している学校はないために社会保険に加入できない非常勤講師は少なくありません。また、政府が掲げる「副業・兼業推進」の旗の下で、同様の状態となる非正規労働者の数は今後更に増加することが予想されます。

そこで、

- 1) 上述のような労働者に社会保険の加入枠を拡大する計画あるいは方針はどのようなものをお持ちでしょうか。
- 2) 「雇用類似の働き方」をしている人達を社会保険に加入させる計画あるいは構想についてはどのようなものをお持ちでしょうか。

3. 「雇用5年上限」と「10年ルール」－無期雇用契約への転換と関連して

2018年4月1日に改正労働契約法に基づく有期契約労働者の無期雇用契約への転換が開始されて以降、私達が注目し懸念している二つの動きがあります。

一つは新規採用有期労働者との契約の中に「契約上限5年」の項目を入れ、無期雇用契約への転換権を持つ労働者が生まれることの「予防」が広く行なわれていることです。

もう一つは大学において、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（科技イノベ活性化法）と「大学教員等の任期に関する法律」（任期法）の特例（10年ルール）の対象を改正労働契約法施行前後から突然全非常勤講師に拡大し、その職務に以前から現在まで研究の要素を全く持たない非常勤講師について、「無期雇用契約への転換権の発生は継続勤務10年後」とする動きが少なくないことです。そこで、

- 1) 「契約上限5年」について、何らかの制限を行なうことはお考えでしょうか。これが「一切問題なし」となれば、5年後には労働契約法第18条は死文化する事業所が相当数生まれるか可能性があり、これは「有期雇用労働者の雇用安定化」への逆行となります。
- 2) あらゆる非常勤講師は、例えその職務に研究の要素を全く持たなくても上記「10年ルール」の対象になり得るのでしょうか。上記「10年ルール」の対象には何らかの基準・要件はないのでしょうか。

4. 会計年度任用職員制度、特に ALT との関連で

2020年4月からの「会計年度任用職員制度」の始動を前に各地方自治体で準備が進行しており、私達のもとには多くの懸念や質問が非正規公務員の方々、とりわけALTから寄せられています。その多くは将来の雇用不安についてのものです。

そこで、

- 1) 我々が知るだけでも少なくない地方自治体が、会計年度任用職員の再任用について「5年」など、具体的な回数制限を設けようとしています。我々の理解では、これは総務省自治行政局公務員部発行の「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」で指摘されている「募集に当たって、任用の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきもの」という事項に該当するものです。所管の部局におかれては早急にこうした回数制限を撤廃するべく是正指導を行なわれることを求めます。こうした動きが広がれば、それは会計年度任用職員にとっては数年後の失職を意味することとなり、地方自治体が非正規労働者の雇用の不安定化を推進することとなります。
- 2) ALTにとっては、2020年度はこの「会計年度任用職員制度」の始動と共に、学習指導要領の変更に伴って英語が小学校高学年で正式教科となり小学校中学年で外国語活動が始まるという大きな変化の年度となります。小学校教育の中での英語（外国語）教育の比重が高まりその重要さが増します。こうした中で役割の重要性が一層高まるALTの職務遂行意欲を向上させる上で、2005年2月17日に文部科学省が発せられた「外国語指導助手の契約形態について（通知）・16初国教第121号」にあります「優れたALTについては、

正規教員としての採用を図るなど外国語の指導体制の充実に努めるようお願いします」との各教育委員会への呼びかけは重要だと思われます。この方針の具体化計画についてお聞かせ頂くことを要請します。ALT 活用・登用についてのこれ以外の計画も併せてお聞かせください。

5. 「日本語教育の推進に関する法律」について

第198国会において「日本語教育の推進に関する法律」が成立し、2019年6月28日に公布、施行となり、日本に在住する外国人等に対する日本語教育の推進が国、地方自治体及び事業主の責務であることが明記されました。このことは、同法第1条にあります通り、「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与する」重要なことです。

我々の組合に所属する多くの外国籍組合員とその家族にとっても非常に重要な問題です。

そこで、

- 1) 同法の具体化計画の現時点での進行状況についてお聞かせください。
- 2) とりわけ、国、地方自治体及び事業主のそれぞれがどのような具体的な責務を担うことになるのでしょうか。
- 3) この法律に基づいた施策が現場で実行されるのはいつ頃からでしょうか。

以 上